



発委第5号

発案書

可児市議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定について

上記事件について、別紙のとおり発案する。

令和5年12月20日提出

提出者 可児市議会議会運営委員会  
委員長 板津 博之

可児市議会議長 澤野 伸 様

## 可児市議会議員の請負状況の公表に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、可児市議会の議員が可児市に対して請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的とする。

### (報告書等の提出)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該年の6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。以下「報告対象年度」という。）における可児市に対する請負（報告対象年度において支払を受けたものに限る。）の状況について、次に掲げる事項を記載した報告書を議長に提出しなければならない。

- (1) 請負の有無
- (2) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項
  - ア 請負の対象とする役務、物件等
  - イ 契約締結日
  - ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
  - エ 報告対象年度において支払を受けた総額
- (3) 前号エに掲げる総額の合計額
- (4) その他議長が必要と認める事項

2 議員は、前項の規定により提出した報告書を訂正する必要があるときは、当該訂正の内容を記載した届出書を議長に提出しなければならない。

### (報告書等の公表)

第3条 議長は、前条第1項の報告書（同条第2項の届出書の提出があつた場合にあつては、当該届出書を含む。以下「報告書等」という。）を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、インターネット等を活用し行うものとする。

### (報告書等の保存)

第4条 議長は、報告書等を、第2条第1項に規定する提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。